

達第12号

大阪市公文書管理規程（平成13年達第9号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月30日

大阪市長 横山英幸

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
<p>(公印)</p> <p>第24条 発送する公文書（<u>電磁的記録を除く。</u>）で次の各号のいずれかに該当するものには、公印を押印するものとする。</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p><u>(電子署名)</u></p> <p><u>第24条の2 前条の規定は、電子署名（条例第35条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）の実施について準用する。この場合において、同条中「を除く」とあるのは「に限る」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(公文書の発送)</p> <p>第25条 第22条第1項又は第2項の規定により文書記号及び文書番号を付ける公文書並びに<u>第24条（前条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により公印を押印し、又は電子署名を実施する公文書を発送するときは、文書管理システムに所定の事項を記録し、又は文書処理簿に所定の事項を記載しなければならない。</u></p> <p>[2～4 略]</p> <p>第6号様式（第6条、第9条、第10条、第11</p>	<p>(公印)</p> <p>第24条 発送する公文書（<u>電気通信回線を利用して発送する電磁的記録を除く。</u>）で次の各号のいずれかに該当するものには、公印を押印するものとする。</p> <p>[(1)・(2) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>(公文書の発送)</p> <p>第25条 第22条第1項又は第2項の規定により文書記号及び文書番号を付ける公文書並びに<u>前条の規定により公印を押印する公文書を発送するときは、文書管理システムに所定の事項を記録し、又は文書処理簿に所定の事項を記載しなければならない。</u></p> <p>[2～4 同左]</p> <p>第6号様式（第6条、第9条、第10条、第11</p>

条、第13条、第25条関係) (A 4) [様式 別紙2 挿入]	条、第13条、第25条関係) (A 4) [様式 別紙1 挿入]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[ ]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

- 1 この改正規程は、令和8年7月1日から施行する。
- 2 この改正規程の施行の際現に存するこの改正規程による改正前の大阪市公文書管理規程第6号様式による用紙は、この改正規程による改正後の大阪市公文書管理規程の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

(総務局行政部行政課)

[第6号様式 別紙1]

文 書 処 理 簿					
月 日收受	種類	月 日発送	第 号	処理経過	公印の種別
標題				・	市長印 一般 専用
-----				・	所属長印 一般 専用
差出人又はあて先人				・	その他 ( )
月 日收受	種類	月 日発送	第 号	処理経過	公印の種別
標題				・	市長印 一般 専用
-----				・	所属長印 一般 専用
差出人又はあて先人				・	その他 ( )

[第6号様式 別紙2]

文 書 処 理 簿					
月 日收受	種類	月 日発送	第 号	処理経過	公印の種別等
標題				.	市長印 一般
-----					所属長印 専用
差出人又はあて先人				.	電子署名
月 日收受	種類	月 日発送	第 号	処理経過	公印の種別等
標題				.	市長印 一般
-----					所属長印 専用
差出人又はあて先人				.	電子署名